

令和7年度ふれあいの詩基金助成事業 募集要領

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 助成の目的

大宮氷川ライオンズクラブからの寄託金を受けた読売新聞東京本社さいたま支局の提唱により、本会に昭和55年に創設された「ふれあいの詩基金」に、皆様からの寄付金を積み立て、障害者の社会参加を進めるボランティア活動などの振興を図るため、地域で活動するボランティアグループやNPO、学校のPTA、親の会等に対して助成を行うことを目的とします。

2 助成概要

(1) 助成対象事業については下の表をご確認ください。

助成対象事業
①障害者の社会参加を直接的に支援する事業
②ボランティア活動、障害への理解など、啓発を目的とした事業
③ボランティア活動振興の目的であり、かつ緊急に必要な資機材等の購入を目的とした事業
④その他、県社協会長が特に認める事業

(2) 助成額は、1団体上限10万円（助成金額は千円単位）です。

(3) 対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

3 対象実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 対象団体

上記「2 助成概要」の要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。ただし、各市町村、支部及び地区社会福祉協議会を除く。

- ・埼玉県内に所在し、かつ活動地域が埼玉県内であること。
- ・団体としての活動実績が1年以上あること。ただし、1年以上の継続性が見込まれる活動については、その限りではない。
- ・前年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。
- ・当年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。

※当年度に複数の基金に申請をすることは可能です。但し、決定は1団体1基金のみとなります。

- ・過去に県社協助成金を受けた団体の場合、実績報告書等の事務がすべて完了していること。
- ・特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。
- ・団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。

5 対象経費

(1) 費目

事業実施のため、直接的に必要な次の経費

対象
○外部講師等謝金 ○旅費交通費 ○会場費 ○物品借上費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○消耗品費 ○資機材購入費 ○資機材整備費 ○その他本会会長が認める費用

(2) 対象外の経費

下記の経費が含まれる場合は、その分を減額して助成となります。

	内容
①	食料費（障害者との料理を通じた交流のための食材費等、実施事業の主たる目的である場合を除く）
②	宿泊費
③	団体、グループ内の運営経費 （例 光熱水費、会報・記念誌等発行費、事務経費、ネットワーク加盟料等）
④	団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金（内部講師謝金等） といった、賃金や報酬とみなされるもの
⑤	団体やグループのメンバー、ボランティアが加入するボランティア活動保険の保険料
⑥	団体、グループ内での親睦会を主とした事業経費

6 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を、申請事業の活動拠点がある「市町村社会福祉協議会」へ提出してください（さいたま市内に活動拠点がある団体は、さいたま市社協各区事務所）。

また、応募書類を入れる封筒には「ふれあいの詩基金助成金申請」と朱字で明記してください。

①	助成金申請書（様式第1号）
②	助成事業計画書（別紙1）
③	団体概要資料【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、事業計画書、事業報告書、予算書、決算報告書、機関誌、パンフレット等】
④	備品（単価1万円以上）等購入の場合、見積書または金額が分かる資料

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ
(https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_12.html)

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできませんので、申請時は控えを手元に保管してください。

(2) 申請期間 **令和7年4月1日（火）～5月9日（金）【必着】郵送または持参**

7 助成選考等について

助成の可否は、「ふれあいの詩基金助成事業審査委員会」による審査のうえ決定します。結果は、郵送にてお知らせし、本会ホームページにて令和7年8月中旬（予定）に公表します。

なお、結果や審査内容などのお問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

8 助成決定後について

- (1) 選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。
- (2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。
- (3) 助成事業の完了後30日以内に本会指定の書式にて実績報告書を提出していただきます。

※報告書の提出が理由なく遅滞した場合は、次年度以降の県社協基金助成事業に申請出来ませんので、御留意ください。

- (4) 実績報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。
- (5) 実績報告書の内容に問題がなければ「助成金交付確定通知」を送付します。
これをもって本助成金に係る事務の完了となります。
- (6) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。
 - ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合。
 - ・申請した事業以外に助成金を使用した場合。
 - ・事業が対象実施期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）内に実施されない場合。
 - ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。

9 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
（地域福祉部 地域活動支援課） 助成事業担当

電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078

E-mail：vc@fukushi-saitama.or.jp